

この町は あなたが住む町 つくる町 神川町議会

# かみかわ町議会だより



「山懐・清流の隣に佇む庵」矢納 延命寺

(写真提供「フォーカスの会」須藤宣幸さん)

- 平成18年度神川町一般会計と特別会計の補正予算を可決
- 監査委員・助役の選任の同意
- 神川町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
- 神川町国民保護対策本部及び神川町緊急対処事態対策本部条例など



編集 神川町議会運営委員会  
発行 埼玉県児玉郡神川町議会

〒367-0292 児玉郡神川町大字植竹909  
☎ 0495(77)0707 <http://www.town.kamikawa.saitama.jp>

# 定例会のあらまし

平成18年第3回神川町議会定例会は6月8日から16日までの9日間の会期で開かれ、町政に対する一般質問が行われたほか、町長から提案された平成18年度神川町一般会計補正予算（第1号）や平成18年度神川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、神川町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例、監査委員の選任につき同意を求め、助役の選任につき同意を求め、などについて、などて32議案、報告4件、請願1件、陳情3件併せて40件の案件が審議されました。

## 町政に対する一般質問

一般質問は、六月八日に行われ、七名の議員が町長をはじめ町当局の考えを質問しました。  
概要は、次のとおりです。



田村 勝 議員

### 町営グラウンドについて

現在のグラウンドの利用状況は土・日曜日とも100%の利用率で、スポーツ少年団をはじめ各種団体活動において整備された施設

として利用しています。このグラウンドでの使用中のことですが、夏場の炎天下の中での練習及び試合で、少しでも木陰があれば、休息やミーティングなどを行えます。ぜひ、植樹を行っていただき、保護者をはじめ、地域の皆さんが安心して休息できる場所の設置について伺う。

また、グラウンドのバックネットやフェンス等についてですが、緊急時には取りはずしなどの対応とのことです。長いフェンス、重量のあるバックネットなど、だれが指示するなどのマニュアル等について伺いたい。

## 答え 町長

現在、神川ゆるゆるランドは、三十七ヘクタールの広さがあり、アカシアまつりや体育祭、コスモスマつり等の大きなイベントや野球、サッカーなどのスポーツの大会など多くの方が利用されています。植樹の考えですが、河川敷は生態系の保全や豊かな景観などの環境機能等を持っていきますが、最も大事なことは洪水を防ぐ治水機能があります。このため、河川敷内での植樹については厳しく規制されております。植樹の基準ですが、高木の植栽は堤防ののりじりより堤防二十メートル以上の距離を離し、河川の縦、横断方向の植樹は三十メートルの間隔での植樹を行うことが認められています。今後、国土交通省と協議しながら、河川環境とともに植樹ができるよう相談していきたい。



最終処分場（美里町）

## ゴミ処理全般について

ス等ですが、台風で洪水が起きたときに川の流れを遮るものは困るといふことで、取り外しができるようになっていきます。管理者であります、町長が指示してまいります。

広域行政の中で、最終処分場ですが、現在美里町内で処分を行っています。持ち回りで次は神川町内での最終処分場の建設を行うわけですが、児玉郡市の財政事情も大変厳しい中、埋め立て容量など総合的に考えた場合、まだ6年から7年間のごみの処分ができるかと伺っています。そこで、美里町の住民のご理解をいただき、しばらく神川町での最終処分場は見合わせでしょうか町長に伺う。

また、家庭からの排出されるごみについてですが、可燃ごみ、不燃ごみ等が最近多く排出される中で、分別されないごみも多くみられます。排出指定日、分類排出の指導をどのように行っているか伺う。

## 答え 町長

現在、最終処分場は美里町にお世話になっております。当初の予定よりもごみの最終処分場の量が大変減ってきている中で、順番では神川町へ来るわ

けですが、美里町住民の理解、また美里町の行政のご理解を得て現在に及んでおり、まだすぐ神川町ということにはならないようであります。

ごみの出し方の指導ですが、収集日以外に出す方、指定袋に入れていない方、他の地域の方が出すなどルール違反や、ごみの中にペットボトルや新聞紙などの資源ごみを混入している例など、リサイクルに対する意識の低下やモラルの問題が挙げられます。今後も町としていろいろと指導して行きたい。また、環境衛生推進委員の方々からの指導のお願い、転入者への役場窓口でのごみの収集日のお知らせ、家庭からでのごみの出し方等の指導もしていきたい。



新井英雄  
議員

## 学校教育施設全般 について

はじめに、耐震診断についてですが、阪神・淡路大震災、新潟中越地震など、多くの貴重な人命が失われ、建築物に多数の被害が生じました。特に昭和五十六年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建物の被害が随所で見られ、一方それ以後に建築された新

しい建築物の被害は軽く済みまし。このように、建築物の耐震改修促進に関する法律等が整備され、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震改修の方針が示されました。耐震性については、建築物の崩壊から人命の保護を図ることを目的としております。神川中学校でも耐震診断を行い、基準値を下回ったため、平成十五年度で十一億円という多額の予算で建て替えをしていただきました。大変財政状況を厳しい中、膨大な費用を投じて学校施設に資本投下していただいたことに対して、私も子を持つ親として大変感謝しております。

また、神川地区の小学校及び神泉地区の小学校、中学校の耐震診断状況及び耐震対策を伺う。次に、神川中学校の制服について伺う。昭和四十年以来伝統ある中学校の制服ですが、本町も本年一月に合併し、新生神川町になりました。新生生も体操服やウィンドブレーカーも新しい型になった時に、制服も検討したらどうか伺う。また合併に伴い、神泉地区も一諸に統一が図られたらとの考えもあり、どのように考えているか伺う。

次に、防犯パトロールについて伺う。今や犯罪の急増は全国的な問題であり、犯罪抑止は最重要課題であり、神川町においても同様に深刻に考えなければならぬ時期に来ていると思います。はじめに、昨年度平成十七年一月から十二月までの1年間で声かけ事案など何件あったか伺います。また、町では、本年度予算で各校に防犯

カメラの設置計画もあると聞いておりますが、このほか、役場公用車による巡回パトロールの実施などをしてほしいと思っておりますが伺う。

## 答え 町長

最近、地震の被害を見ると、地震に対する備えの大切さを改めて痛感いたします。特に、学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の生活の場であり、地震特に災害発生時におきましては地域住民の緊急的避難場所としての役割を果たしておりますことから、その耐震対策を進めることは極めて重要なことと認識しております。

また、中学校の制服ですが、制服の持つ機能性と子供たちに与える教育的な影響から、学校の伝統や校風を象徴するものとして生徒、保護者、地域の方に受け入れられ定着しています。次に、児童生徒の安全確保は最優先の課題として認識し、町長として防犯対策に全力で取り組んでまいりました。今後とも防犯パトロールなど子供を守る地域全体の取り組みの一層の充実を図ってまいります。

## 答え 教育長

学校施設がその機能を十分に発揮するためには、まず安全で安心できるものが必要であります。また、学校は災害に耐え得る建物であることが望ましい事でありませう。

教育委員会では、耐震診断の重要性和緊急性を認識し、耐震診断について

は、昭和五十六年以前の旧耐震基準で設計された町内の小中学校の校舎耐震診断実施率は100%でございます。これは、平成十八年四月一日現在で県内第一位の実施率となっております。耐震診断の結果、耐震上の基準を満たしているのは、丹荘小学校、渡瀬小学校、神川中学校の新校舎であります。基準に達していないのは、神川中学校の旧校舎と青柳小学校と神泉小学校であります。神泉中学校は、次の段階の耐震診断が必要であるという調査結果であります。また青柳小学校の屋根瓦を乗せる改修の耐力度調査を平成六年に実施しており、問題ないと判断されております。今後とも耐震診断の結果を踏まえ、校舎等の一層の耐震対策を町と相談しながら取り組んでいきたい。

制服の件ですが、学校、生徒、保護者、地域の方々から制服を変えようという機運や考え方が出てまいりましたときに、学校を中心によく話し合っていただけならと考えます。次に防犯パトロールですが、子供た



神泉地区「安心パトロール」

ちの安全な登下校が、教育委員会として  
まして重大な課題であります。過去2  
年間に約二十件ほどありました不審者  
からの声かけや自動車での尾行などが、  
集団下校の実施、下校ボランティアの  
皆様のご協力などで減少しております。  
今後、これまでの取り組みをさらに  
強化し、PTA役員と学校職員の巡回  
パトロールの実施、スクールガードリ  
ーダーの採用によるパトロール、区長  
会の御協力による下校ボランティアの  
募集及び活動の実施、防災無線の安全  
下校の呼びかけなど実施しております。  
防犯対策につきましては、保護者、  
地域の方々のご協力をいただきながら、  
子供の安全を確保してまいりたい。



神 徳男  
議員

## チャイルドフア スト社会への取り 組みについて

子供は将来を担う宝であります。  
子供たちが町じゅうにあふれて、  
伸び伸びと子供たちが育ちゆく社  
会づくりが求められています。そ  
の中で、社会問題である少子化の  
ことについて、子供の数が減りつ  
つある現況に対して町としてどの  
ような対応策で取り組んでいるか  
伺う。

また、子育てがしやすい環境づ  
くりを進め、子供の医療費の無料  
の拡充、企業が教育、育児のために  
使われる時間帯などの拡充などが  
求められています。この少子化対  
策と子育て支援の拡充について町  
を挙げて取り組むべき課題と考え  
られますが町としての所見を伺う。

## 答え 町長

平成十一年三月に、旧神川町では、  
安心して子供を産み育て、地域みんな  
で子育てを支える町、旧神泉村では子  
供の成長と子育てを地球全体で支援す  
る優しい村神泉を基本理念とした次世  
代育成支援行動計画を策定して、合併  
を考慮し、統一した基本方針に基づき  
家庭、学校、地域みんなで連携を図り  
ながら子育てしやすい環境づくりに努  
めています。子育て支援事業を周知す  
るため「広報かみかわ」七月号に記事



保健センター花の苗植え  
(ふれあい広場の皆さん)

を掲載し、社会全体で子育てを支援で  
きるよう意識啓発の推進を図りたい。  
また企業には、育児休業制度や短時間  
勤務制度を導入して仕事と育児を支援  
する両立支援策の確立を図るよう働き  
かけるため、町では児玉工業団地工業  
会や町の商工会等との会合の際企業主  
に対して制度の導入を要請したい。  
また、保健センターが中心となり、  
安心して子供を産み育てることのでき  
る環境づくりを目指して各種の支援事  
業を実施しています。主なものとして、  
妊娠中の健康管理と父親の育児参加を  
推進するための両親学級や、育児に不  
安のある親子教室の開催、新生児訪問  
や乳幼児健診、個別養育相談事業を実  
施して指導や助言を行っております。  
今後も地域の皆様の子育てについて関  
心を持てるよう啓発活動を行いながら、  
少子化対策と子育て支援の拡充に努め  
てまいりたい。

## 過疎化対策について

若者が外へ出て離れたところで  
暮らすケースがかなり増えていま  
す。若者が町内に定住できないこ  
とは、町の将来が危ぶまれること  
であり、このことが人口減少の追  
い風ともなり、それぞれの地域を  
担う、そして地域を守るといふ観  
点から見ますと、将来に対して不  
安が募るわけであります。若者の  
定住できるまちづくりをどのよう  
な形で考えているのか、町の取り  
組みを伺う。

## 答え 町長

旧神泉村では昭和四十六年に過疎地  
域の指定を受け、さまざまな対策を  
実施してまいりました。県営住宅の誘致、  
桜城団地の宅地分譲、町営中居住宅の  
建設などを実施した結果、平成7年国  
調から平成12年国調にかけては四  
六％増と、増加傾向に転じました。し  
かし、平成十七年の国勢調査では、再  
び九・五％の減となっております。こ  
うしたことから、過疎計画では、人口増  
加対策を進めるために、道路等の生活  
基盤の整備、産業振興における農林業、  
地場産業の振興、企業誘致等すべての  
分野での対策により、定住できる環境  
づくりを行います。今後も、過疎地域  
においては、過疎計画を基本に財政状  
況等検討を加えながらさらに住みよい  
環境づくりを行い、若者に魅力ある地  
域づくりを進めたい。

## 雇用対策について

町内では児玉工業団地もあり、  
この周辺にも多くの農地がありま  
す。こうした地域でも可能な限り  
見直しをして、企業誘致を進めら  
れ、町民の多くがそこで雇用され  
る対策の必要性、町には多くの企  
業誘致をしていたら、町内に働  
く場所が多すぎてしまうのではない  
と思われるような町並みをつくって  
いただきたいが町長の考えを伺う。

答え 町長

町としても企業進出による町の活性化に期待するところであります。今後町といたしましても可能な限り支援協力体制として、工業立地法に基づく工業適地として指定し、県情報誌の埼玉県工場適地図により県内全域で企業誘致のPRを行ってまいります。このほか、町内に工場を新設する企業には工場誘致条例によって奨励金制度などを用意しており、積極的企業誘致に取り組んでまいります。



松本文作 議員

新生神川町総合計画の基本方針について

神泉、神川の合併により今後、人口の増、あるいは住みよいまちづくり、また合併してよくなった町民に理解されるよいまちづくりのため、新生神川町総合計画作成について、具体的にどのように行っていくのか伺う。また、二十年度を初年度として十年の計画の中で実施計画三年として毎年度改定を行うローリング方式について

伺う。せっかく総合計画を策定しても、次の自治体の合併が始まるのではないかと言われております。計画倒れでは困るので新町総合計画の財政運営を勘案しながら計画してほしいが、基本的な考え方を伺う。



冬桜の宿 神泉

答え 町長

地方自治法により、市町村の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めることが義務づけられており、今後二カ年かけまして新町の総合計画を策定してまいります。計画の構成は基本構想及び基本計画で、期間は平成二十年度を初年度とした十年間を予定し、策定体制は、原則として職員による策定を考えています。また、計画策定には町民の参加が欠かせません。「広報かみかわ」七月号において、住民の皆様様に周知し、町民アンケート

農業集落排水事業について

や各種審議会を通して幅広く町民のご意見や提案をお聞きしていく考えであります。町の課題や、それに対応する施策、土地利用方針及び旧町村のそれぞれの計画の未執行事業につきまして、今後予測される経済情勢に即したもので事業の必要性等を検討し、新構想に盛り込んでまいります。

渡瀬地域の下水道事業の供用が十八年度から開始され、また二十年度から流域下水道で児玉工業団地付近から利根川流域の工事が実施されるといことも聞いています。また、合併浄化槽が設置されている地域もあります。旧神川地内では、農業地帯でどうしても公共下水道のできないところは農業集落排水事業ということで、神川町も合併をして、総合計画の中にどのように盛り込んでいくのか伺う。

答え 町長

農業集落排水事業については、公共下水道整備予定地域外の農業集落の農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、または生活環境の改善を図ることの目的をもって平成十一年度に農業集落排水基本計画を策定いたしました。農村社会における混住化の

進展や生活水準向上など、農村集落の水質汚濁の原因の一つとなっております。農業集落排水事業は早期実施が望ましいのですが、現在実施している公共下水道事業の進捗状況を十分考慮した上で計画してまいります。



出浦弘子 議員

請願等された案件について

議会において可決された請願・陳情の中で土木関係、特に道路整備の関係ですが、一年間の建設の事業計画の中でどの程度の割合を占めているか。地元皆さんの切なる要望であり、議会は可決したが、いつになったらできるのかという声も聞きます。確かに財政的に大変の中、少ない予算の中で鋭意努力されていると認識していますが、請願・陳情等の件数及び内実施件数はどの程度になっているのか伺う。

答え 町長

はじめに、旧神泉村ではシステムが違い陳情・請願はありません。旧神川



植竹地内の道路改築工事

町では、昭和六十二年以前に採択されたものは実施済みであります。昭和六十三年度から平成十七年度までに採択された件数は二八六件で、事業実施及び一部実施されました件数は一八八件で、進捗率は六十五・七％という状況です。今後も陳情・請願事業の実施につきましては、住民からいろいろ要望があるわけでございますが、緊急度、効果、町の主要道路であるか等を考慮しながら町民全体のことを考え進めていきたい。

## 元「アカシアの湯」その後の経過について

本年三月三十一日をもって閉館となった「アカシアの湯」が四月末日の埼玉新聞で秩父土建に落札されたとありました。今後、いつオープンするのか等、今までの経過と当町の対応について伺う。

## 答え 町長

平成十六年八月の県政改革推進会議等で検討し、平成十七年九月の県議会で埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が可決され、平成十八年四月一日に県営神川温泉保養センターは廃止されました。同月二十八日には一般競争入札が行われ、秩父土建株式会社が一億三百万円で落札をいたしました。町では五月十二日に熊谷市にある公証人役場において秩父土建株式会社と源泉地を含む三万四千七百九十九平方メートルの借地権設定契約を締結いたしました。また同日県は附帯建物、附帯施設等を含めた県有財産売買契約を締結し、三十一日には施設の引き渡しが行われ、翌六月一日には所有権移転登記が行われました。再オープンにつきましては当初は八月中を予定していたようですが、レストランや風呂のリニューアルを行うため、九月になるようであります。また、従業員の採用は先月二十八日の新聞折り込みによる求人広告がなされていましたが、地元優先で行うようであります。町としましては、町有地を貸していること及び町の施設であるゆゆランドの隣接施設でありますので、地方公共団体と民間企業の役割を踏まえつつ、民間事業者と良好な関係を築き、地域の発展に貢献していきたい。



## 今後数年間に予想される職員の（定年）退職者数、及びそれに付随する新規採用、人員配置等について



貴井 浩 議員

行財政改革の一環として人件費のコスト削減に取り組みざるを得ないことは当然ですが、反面三位一体改革による地方分権政策の影響による事務量の増大等も考慮すべきではないか。本年一月合併以来、四月一日付けの職員配置表によると、一七五名の職員のうち、今後五年間で三十名、その後の五年間では四十名と定年退職者が予定されています。つまりこの十年間で四十％以上の職員が60歳での定年を迎えるわけです。新規採用を行わず五年後には一四〇名前後の職員になると思われ、いわゆる逆ピラミッド型の組織になると考えられ、現在の若手職員の勤労意欲が阻害されるのではないかと考えております。今後予想される退職者数を年度別に伺う。また、退職によって住民サービスや行政の運営上支障をきたすおそれがあるのか、それとも全く問題はないのか伺う。

また、民間企業では導入を始めたが、六十五歳までの定年延長、あるいは継続雇用の措置をとる可能性があるのか伺う。



神泉総合支所の窓口

## 答え 町長

退職予定者数ですが、平成十八年度から平成二十二年までの五年間で三十名の職員が定年を迎えます。四月一日現在の職員数は一七六名でありますので、五年間で全職員に占める割合では約十七％にあたる職員が定年を迎えることとなります。今後の人員配置ですが、合併後五年間は職員の採用は不補充とし、その後五年間は二分の一の補充として計画し、職員定数の抑制に努めていきたい。また、町の行政需要を総合的に判断し、住民サービスの低下を起さないように適切な人員の配置を行っていきたい。職員が不足した場合の対応については、原則は新

規採用者の募集の実施ですが、これ以外では定年職員の再任用及び任期付任用、臨時職員、非常勤職員の採用等が考えられますが、効率的な行政運営という観点に重点を置き、それぞれの制度の特徴を随時検討し活用していきたい。



岸 優  
議員

## 障害者福祉対策について

障害者自立支援法が四月から制度の実施によって、準備不足、応益負担導入による負担増、報酬引き下げによる事業者の経営難など大変な困難がもたらされています。介護保険と同様、利用者負担の重さから、これまで利用していた福祉施設への通所をやめたり、在宅支援の利用を制限するなど、必要な福祉すら制限せざるを得ない状況が生まれています。

障害者自立支援法の応益負担は、生きるために必要な福祉を益として、障害が重いほど負担が大きくなるという障害者にとって生存権を否定するような制度であります。特に応益負担ゆえにサービス利用を断念した後の介護支援をどうする

かという非常に重大な問題が出ています。障害者自立支援法は、区分認定が行われます。

この区分認定は、介護保険のように介護サービスの利用料の上限を定めるのではなく、支給決定を行う際の勘案事項の一つとされていますが、サービス支給に大きな影響を与えるものであり、必要な福祉が提供されるようにすることが重要であります。

町で現在実施されております福祉医療制度が自立支援法との関係で今後どうなるのか伺う。

## 答え 町長

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、サービス利用者にも所得に応じた負担をしていただき、安定的にサービスが利用できることを目的とした自立支援法による福祉サービスの四月一日より施行されました。

制度の概要は、身体、知的、精神の各障害者へのサービスの一元化、利用料の定率一割負担、利用者世帯の所得状況による区分に基づいた月額上限額の設定及び食費等の実費負担等が制度化されました。新制度のもとでは、現在は施設及び居宅のサービスを四十八人の方が利用しております。移設サービスの利用者は二十一人で、うち入所者は十三人、通所による利用者は八人となっております。居宅サービスについては、二十七人の利用があり、内訳は障害者が十八人、障害児童九人となっております。

今後、町の対応策については、制度

の趣旨を尊重し、相談事業等含めた地域生活支援事業を充実させ、地域社会で生活する障害者の自立に対する支援体制の充実を図り、障害者施策を進めていきたい。

## 介護保険について

今回の介護保険の見直しでは予防重視に変えるとして、これまでの要支援と要介護1の大部分、神川町では要支援が四十八名、要介護1が一二六名、計一七四名であります。この大部分に当たる介護度の軽い人たちを新段階の要支援1・2として従来のサービスを提供する介護給付とは別枠の新予防給付に移行します。この新予防給付は受けられるサービスが限定されていることを初め、ケアプランの作成や介護報酬の面でサービスの切り捨てが組まれています。新予防給付では自分でやるのが基本とされ、支援してくれる家族がない、地域に支援組織がないなど、社会資源がないなどよほど困難な場合などでなければ、ヘルパーによる生活支援が受けられない制度に改定されました。通院の介護も予防給付から外され、通院手段が奪われております。福祉用具についても、要介護1までの軽度者は半年間の経過措置はありますが、原則的に保険対象外にされます。要介護1から要介護5の人に

についても、介護報酬の改定でヘルパーの生活支援は一時間以上幾ら

やっても報酬は同じとされ、実質的に生活支援が短時間に制限されました。ヘルパーによる外出支援などの制限も強められているのが実態であります。神川町では社会福祉協議会で行っており、デイサービスも利用者への診療所への通院を四月からやめてしまいました。いこいの郷は、診療所と同じ敷地内です。送迎をしても一、二分で行けるといいます。デイサービスは歩行訓練、運動の際には診療所の入り口を通過して一回りしていません。それでも規制優先で、診療所の通院を認めておりません。その結果、デイサービスの利用者が減り、診療所の患者も当然減っております。

町の高齢者福祉計画、介護保険事業計画では福祉、医療、介護の一本化をうたっております。これでは、まさに逆行ではありませんか。介護保険、デイサービスも診療所も行政も住民あつてのものであります。住民が主人公です。住民の要望にこたえるのが行政であります。制限があつて運用ができないと言われますけれども、これは運用次第で十分可能であるというところをこの間話し合っております。町長の考えを伺う。

## 答え 町長

平成十二年度から開始された介護保険制度は、進む超高齢化社会の介護問題を解決するため、社会全体で支えることを目的とし、この六年で介護保険

# 一 般 質 問

サービスの利用は増大し、着実に成果を上げています。今回の法改正は、この六年間の実績を踏まえ、特に増大した軽度の方を対象とした介護予防の事業を充実することが柱となっています。そのため、町はこの法改正に対応できるように、平成十八年度から二十年度の三年間の介護保険事業計画を策定いたしました。この事業では、法改正の柱である介護予防に対応し、要支援1、要支援2の介護度を設け、新たに地域支援事業等を位置づけております。また、三年間の人口動態、介護給付の見込みなどにより総事業費を見積もり、財源となる六十五歳以上の一号保険者の基本の保険料を月額三五〇〇円としたところでもあります。この保険料につきましては、埼玉県内の平均が月額三五八〇円、全国平均が月額四〇九〇円となっています。

今回の法改正の大きな柱である、要介護にならないように予防する意識啓発と生きがいづくり活動、閉じこもり防止、いきいき体操など実践的な介護予防事業の充実を図ってまいります。いこいの郷デイサービスと診療所の関係でございますが、この件につきましては、いこいの郷のすぐ近くに診療所もある関係でございますので、いろいろと調べながら、法的な規制もあるようでございます。ですので、その関連をよく調べて、障害者のことを十分に考えて運営方法を考えていきたい。



## 車椅子利用者などの安全対策について

障害者や高齢者などの車椅子やシニアカーなど利用の交通安全対策と公共施設の障害者、高齢者に配慮した使いやすい施設、トイレを含めたバリアフリーについては、二年前の平成十六年九月に質問いたしました。その後県道と町道の交差点などの歩道のすりつけ部分については県によりこれが改修されました。しかし、車道より高い歩道は、各個人や商店の入り口では傾斜になっていて、障害者の歩行、また車椅子でも危険であります。特に植竹地内では、近くに障害者施設が1カ所、また関口に1カ所あります。この人たちが朝夕作業所へ通ったりするのに、どうしてもここを通ります。また、別の施設から買い物にたくさんの方々がここへ来ます。健常者でも歩きづらいところがあります。この部分は早急に改修するところであり、また、青柳地区の歩道で、前川歯科医院から金鑽入り口までは特に悪いところがあります。次に公共施設の車椅子用トイレの整備ですが、今年度は診療所が改修される計画であります。庁舎の車椅子用トイレの整備ですが、一般用を改修したために、一番奥にあります。ここに入るには入り口で一段下り込まなければなりません。いろいろと入り

づらく、抜本的には、車椅子用トイレをバリアフリーのところ設置すべきです。町長の考えを伺う。また庁舎東口左側の出口から障害者が出ようとしたりときスロープがなく、せめて表示をして右側からの出口表示をしてもらいたい。また、公共施設の中の障害者用トイレがあまり使われていないということ、物置になっておりました。非常にひどい問題です。障害者が安心して使えるようにしてもらいたい。ふれあいセンターは障害者に配慮された改修になっていません。ある障害者が、あれは、ふれあいセンターだと言っていました。まさにそのとおりであります。障害者や車椅子に配慮した改修にすべきであります。町長の考えを伺う。

### 答え 町長

車椅子を利用される方を含め、だれもが安全に安心して活動できる生活空間の形成が求められているところであり、町の中にあるいろいろな障害物をなくし、だれもが安心、快適に移動、利用できる空間をつくる必要があります。最近の県道歩道修繕では、県道上里鬼石線の車道より高くなっている歩道、マウントアップ型になっている箇所の路面の勾配の改善を県に要望し、実施していただいたところであり、また、バリアフリー歩道への改良も月二回パトロールを実施して、補修



### 答え 総務課長

必要箇所について修繕を実施しております。また、ふれあいセンターをはじめ公共施設におきましても改善に向けて努力してまいります。物置になっていたトイレにつきましては非常に申し訳ないと思っております。身障者用のトイレの件ですが、すぐできるもの、少し時間がかかるものもありますが、改善に向けて努力してまいります。

### 議案審議の結果

六月定例会は、平成十八年度一般会計や特別会計の補正予算、旧神川町の平成十七年の四月から十二月までの一般会計や特別会計の決算及び旧神泉村の平成十七年の四月から十二月までの一般会計や特別会計の決算、条例の改正、監査委員の選任の同意、助役の選任の同意、町道路線の認定、などが審議され、それぞれ原案どおり可決されました。また、請願一件、陳情三件採択されました。



## 人事関係

### ◎監査委員に久保島直次郎氏同意

地方自治法第一九六条第一項に基づき同意案が提出され、満場一致で同意されました。

神川町大字新宿五一番地  
昭和十三年三月十四日生

### ◎助役に中 清夫氏同意

地方自治法第一六二条に基づき同意案が提出され、採決は可同数のため地方自治法第一一六条の規定で議長において採択されました。

神川町大字元原一七番地  
昭和十五年十二月六日生

## 予算関係

### ◎平成十八年度神川町一般会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ一六二万六千円を減額し、総額を四九億一六三万四千円とするもの。

○歳入に追加された主な項目

繰入金 △ 七〇〇万九千円  
諸収入 五〇〇万円  
○歳入に追加された主な項目  
〈総務費〉  
大字集会所修理費補助金 一四一万一千円

#### 〈民生費〉

養護学校放課後児童対策費補助金 一〇一万三千元

#### 〈衛生費〉

国保施設勘定繰出金 △ 一〇三万八千円

#### 〈教育費〉

標準教材備品 二二万円  
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

### ◎平成十八年度神川町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ一〇三万九千円を減額し総額を一億一七三万八千円とするもの。

○歳入に追加された項目  
繰入金 △ 一〇三万九千円

○歳出に追加された項目  
一般会計繰入金 △ 一〇三万八千円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決



## 決算関係

平成十七年度、合併前の神川町、神泉村それぞれの四月から十二月までの決算の認定を審議し原案可決されました。

### ◎平成十七年度神川町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額三五億二、二六四万三千円、歳出総額三一億一、〇四七万四千円の決算を認定するもの。詳しくは「広報かみかわ七月号」をご覧ください。

#### 〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

○平成十七年度神川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
事業勘定は歳入歳出総額九億四、九八三万円、施設勘定では、歳入総額九、七二四万円、歳出総額九、四八九万九千円の決算を認定するもの。

○平成十七年度神川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
歳入総額七億七、八六九万六千円、歳出総額七億一、四五九万六千円の決算を認定するもの。

○平成十七年度神川町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
歳入総額九八四万七千円、歳出総額四二四万六千円の決算を認定するもの。

○平成十七年度神川町水道事業会計決算の認定について  
事業収益が二億三、〇七六万九千円、事業費用が二億三、七二〇万九千円、資本的収入が〇円、資本的支出が六、六五二万三千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

○平成十七年度神泉村一般会計歳入歳出決算の認定について  
歳入総額九億二、八五八万円、歳

出総額七億九、七八四万七千円の決算を認定するもの。詳しくは「広報かみかわ七月号」をご覧ください。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神泉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入歳出総額一億九二三万二千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神泉村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入歳出総額三、一〇九万三千円、歳出総額二、三七五万六千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神泉村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入歳出総額一億九八四万二千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神泉村村営バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入歳出総額一、七八二万三千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神泉村観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額一億二六九万四千円、歳出総額九、四〇八万二千円の決算を

認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神泉村土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入歳出総額七、四三七万九千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神泉村介護保険特別会計決算の認定について

歳入総額七、一六六万一千円、歳出総額五、一六一万九千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

## 条例など

◎神川町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

障害者自立支援法第十五条の規定により神川町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定めるため。

〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

◎神川町国民保護対策本部及び神川町緊急対処事態対策本部条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、神川町国民保護対策本部及び神川町緊急対処事態対策本部に

関し必要な事項を定めるため。

〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

◎神川町国民保護協議会条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

◎神川町災害派遣手当等の支給に関する条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、派遣された職員に支給する災害等派遣手当等について必要な事項を定めるため。

〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

◎神川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員災害補償法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

消防団員の退職報償金の支払い額を増額し、非常勤消防団員の処遇改善を図るため。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎埼玉県市町村交通災害共済組合の規約変更について

埼玉県市町村交通災害共済組合が解散した場合、同組合の事務を埼玉

県市町村職員退職手当組合に承継させるため、同組合の規約を変更することについて協議するため。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎埼玉県市町村交通災害共済組合の解散及び財産処分について

事務処理の効率化を図る観点から、埼玉県市町村交通災害共済組合で共同処理している事務を埼玉県市町村職員退職手当組合で共同処理すること及び同組合の解散に伴う財産処分について協議するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更について

埼玉県市町村消防災害補償組合が解散した場合、同組合の事務を埼玉県市町村職員退職手当組合に承継させるため、同組合の規約を変更することに協議するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎埼玉県市町村消防災害補償組合の規約変更について

事務処理の効率化を図る観点から、埼玉県市町村消防災害補償組合の事務を埼玉県市町村職員退職手当組合で共同処理することに伴い、平成十



八年九月三十日をもって埼玉県町村消防災害補償組合の解散すること及び同組合の解散に伴う財産処分について協議するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について

事務処理の効率化を図る観点から、平成十八年九月三十日をもって埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村交通災害共済組合が解散することに伴い、従来両組合で共同処理していた事務を埼玉県市町村職員退職手当組合で共同処理するため、埼玉県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約の全部を変更することについて協議するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎児玉郡市広域市町村圏組合の規約変更について

神川町と神泉村が合併して神川町となり、本庄市が児玉町と合併して本庄市となったことにより、児玉郡市広域市町村圏組合規約を変更することについて協議するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎町道路線の認定について

路線の組み替えに伴い、町道を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

## 報告

◎専決処分の承認を求めることについて

報告第二十二号 平成十七年度神川町一般会計補正予算 二九〇万円増

報告第二十三号 平成十七年度神川町老人保健特別会計補正予算 八五〇万円増

報告第二十四号 神川町税条例の一部を改正する条例

報告第二十五号 神川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

〈審議結果〉 全員賛成 原案承認

## 請願

◎建設経済常任委員会

件名 新宿ふれあい公園脇にある

池等の安全対策について  
要旨 新宿ふれあい公園脇にある池への転落防止用フェンスの補強、及び周辺遊歩道の

改修工事等の請願

## 陳情

請願者 新宿区長 栗本 襄  
〈審議結果〉 採択

◎建設経済常任委員会

件名 道路の舗装・下水の側溝について

要旨 町道二〇七七号線の舗装及び側溝について

陳情者 元原区長 神部 裕  
〈審議結果〉 採択

件名 八日市地内道路整備について

要旨 町道三七八八号線舗装整備のお願

陳情者 八日市区長 堰口弘一  
〈審議結果〉 採択

件名 八日市地内道路整備について

要旨 町道三六二二号線舗装整備のお願

陳情者 八日市区長 堰口弘一  
〈審議結果〉 採択

## 臨時会のあらまし

七月五日に平成一八年第四回神川町議会臨時会が開かれ、児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙、農業委員会委員の推薦などの議案を審議しました。

議案審議の概要は次のとおりです。  
◎児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙について

議員 田村有仁  
議員 浅見 実

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決  
◎農業委員会委員の推薦について

主山義雄  
神川町大字新里一八二番地

昭和二十五年十一月五日生  
川鍋直人

神川町大字矢納一〇四番地一  
昭和二十二年十一月十八日生

松本重子  
神川町大字八日市

二二六番地三〇  
昭和十五年十一月十四日生

小井戸則子  
神川町大字小浜五七五番地

昭和二十八年六月十四日生  
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決



児玉郡町議会議員  
前期研修会開かれる

去る七月十一日、十二日に、群馬県伊香保町に約六十名の議員が集まり、児玉郡町議会議員前期研修会が開かれました。児玉郡町議会議長会（会長神川町議会田村有仁議長）主催により、はじめに自治功労者5名が表彰され、神川町議会議員では、川鍋直人議員、山田義雄議員が表彰されました。また、講演会では「自治体における危機管理と地方議会議員の役割」のテーマで、講師は明治



▲議長前期研修会

大学名教授の  
市川宏  
雄先生  
です。  
先生は、  
一九四  
七年に  
東京の  
本郷で  
生まれ

▼利根川水系砂防事務所



育ち、都立小石川高校、早稲田大学理工学部建築学科を卒業し、その後早稲田大学大学院で都市計画の修士課程に進まれ、修了の後、博士課程を経て、カナダ政府留学生としてカナダ都市計画の権威であります。ウオーター大学大学院に留学されました。その後東京都の東京自治制度懇談会委員、住宅審議会委員、都市計画審議会都市ビジョン専門委員など、地方自治体、政府の行政委員を多数務めるなど。各方面で活躍されています。現在では、明治大学教授として、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科長・専任教授で、明治大学危機管理研究センター副所長でもあります。

市川先生の著書には「しなやかな都市東京」、「成熟都市東京のゆくえ」などがあります。講演の主な内容は、「防災から危機管理」でのアンケート調査での住民と自治体との格差、リスクの多様化、また地方自治体の課題では、首長・職員の意識、準備の遅れ、対策の不足、地方議会議員の役割として、事前準備、応急対応復旧・復興などの具体的な説明をしていただきました。

このほか、洪川市の国土交通省・関東地方整備局、利根川水系砂防事務所を訪れ、神流川流域の砂防についての施設を視察しました。

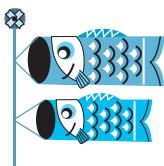
議会日誌

4月



- 3日 全員協議会 教職員人事異動 辞令交付式
- 5日 丹荘保育所入園式 青柳保育所入園式
- 6日 春の交通安全運動キャンペーン
- 10日 神泉小・丹荘小・青柳小・渡瀬小入学式 神泉中・神川中入学式
- 11日 神川幼稚園入園式 遺族会総会
- 12日 いずみ幼稚園入園式 郡議長会会計監査
- 13日 県国保協議会常任理事会 丹荘婦人会総会
- 14日 区長会
- 18日 視察（藤岡市）
- 21日 母子愛育会定期総会 更生保護女性会設立総会
- 25日 食生活改善推進員協議会総会

5月



- 1日 全員協議会
- 3日 アカシアまつり
- 12日 広域議会協議会
- 13日 文化協会総会
- 14日 神流吟道連合会発表会

6月



- 16日 本庄法人会神川地区会総会
- 18日 いきいき農村塾総会
- 19日 部落解放同盟丹荘支部総会
- 20日 商工会青年部総会
- 21日 町長杯春季ソフトボール大会
- 22日 社会福祉協議会理事会 国道462号線整備促進期成同盟会計監査
- 23日 本庄地方拠点都市整備協議会総会
- 24日 戦没者追悼式 商工会総会
- 25日 議会運営委員会
- 26日 部落解放同盟児玉郡市協議会総会 国保運営協議会 梨出荷組合連合会通常総会
- 28日 田島県議祝賀会
- 30日 老人クラブ連合会総会
- 31日 神川町中学校部活動育成委員会 社会教育委員会

- 1日 全員協議会
- 2日 広域議会全員協議会
- 8日 第3回定例議会（一般質問）
- 9日 第3回定例議会（決算説明）
- 10日 児玉地区交通安全協会定期総会 上武中学校野球神川大会
- 11日 植竹大運動会
- 12日 町章等制定委員会
- 13日 建設経済常任委員会
- 15日 第3回定例議会（決算、予算質疑採決）
- 16日 第3回定例議会（条例等質疑採決）
- 23日 広域議会 旧議員倶楽部総会
- 27日 埼玉ひびきの総代会
- 28日 児玉郡町議会議長会役員会